

千葉市高齢者居住安定確保計画 策定の経緯及び概要

高齢者の居住の安定確保に関する基本方針に係る留意点

千葉市住宅政策審議会において議論いただいた以下の内容に留意し計画を策定

- 千葉市の特徴、状況に対応した施策展開
- 高齢者の様々な身体状況、経済状況等に対応したセーフティネットの構築
- 地域における包括的な支援体制の構築
- 既存ストック・市場を活用したセーフティネットの構築
- 住宅部局、福祉部局での一体的な取り組みによる施策の推進

千葉市高齢者居住安定確保計画 策定に係る経緯等

★高齢者居住安定確保計画の策定根拠

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律
- ・法4条に高齢者居住安定確保計画規定(H21.5改正)
 - ・高齢者向け優良賃貸住宅制度等を統合し、サービス付き高齢者向け住宅制度創設(H23.4改正)
- 高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針
- ・市町村における高齢者居住安定確保計画について規定(H21.8)

★関連計画の策定・改定

- 千葉市住生活基本計画(H24~32年度)(H24.7改定)
- 千葉市高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)(第5期H24~26年度)(H24.3策定)

★千葉市住宅政策審議会に諮問

- H23.5.9 第3次諮問
「安全で安心して住み続けられる住まいづくりの推進について」
- H24.4.12 第1次答申
「千葉市住生活基本計画の見直しの方向性について」
(H24.7 千葉市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会に報告)
- H24.9.5 第26、27、28回審議会において、「高齢者の居住の安定確保に関する基本方針」について審議
- H24.11.14

H24.12.12 第2次答申

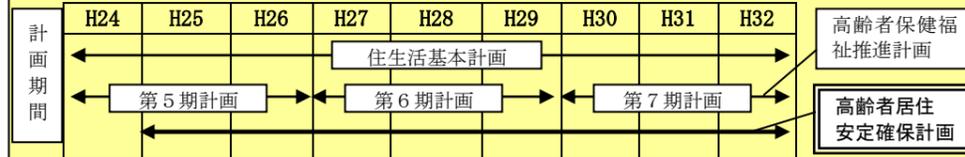
- 「高齢者の居住の安定確保に関する基本方針について」
- H24.12 計画案作成
H25.1~2 計画案パブリックコメント

H25.3 千葉市高齢者居住安定確保計画 策定・公表

千葉市高齢者居住安定確保計画の概要

第1章 計画策定の趣旨と位置付け

- ・高齢者人口は、平成22年の19万9千人から平成32年には27万1千人に増加
- ・ひとり暮らし高齢世帯の増加、認知症・寝たきり高齢者等の増加
- ・高齢者が住みなれた地域において、健康でいきいきと自立し暮らし続けていける支援が必要
- ・要介護状態になっても住み続けられる高齢者向け住宅・施設、生活支援が必要
- ・住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みを計画的に推進する方策を示す



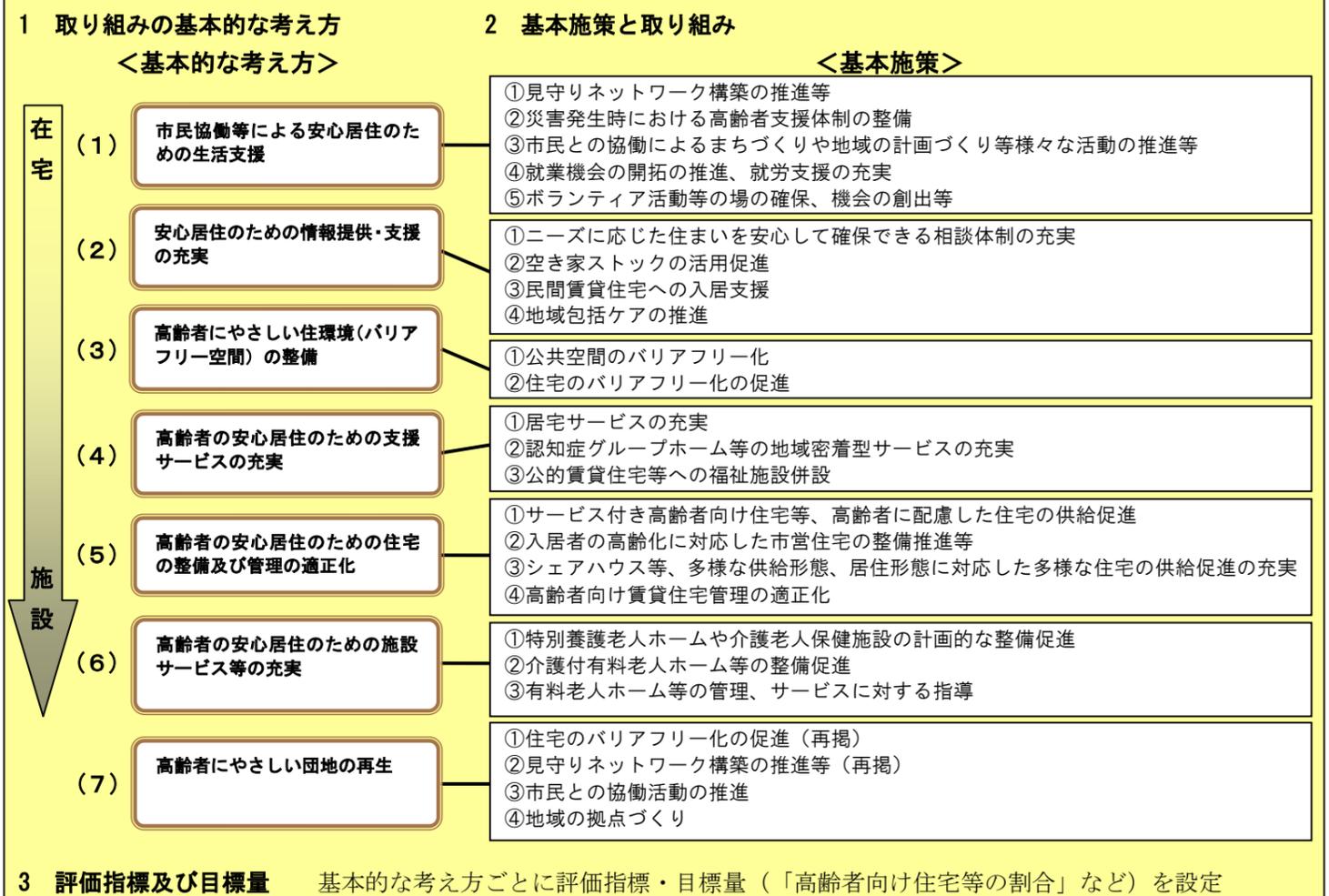
第2章 高齢者を取り巻く状況

- 1 高齢者の状況**
65歳以上の高齢者数は、平成32年には27万1千人（高齢化率28.1%）
- 2 介護の現状**
要支援・要介護認定者数は2万8千人（H22年度末）
介護サービスの利用者数は2万3千人（H22年度末）
- 3 高齢者の居住する住宅の状況**
高齢者向け施設の定員数は1万2千人、住宅の定員数は2千人（H23.10）
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率は38.9%（H20）
要介護状態になった場合に希望する介護で、介護保険などのサービスを利用しながら自宅で生活したい人の割合は51.8%（H22年度）

第3章 高齢者を取り巻く課題

- 1 住みなれた地域での生活支援**
 - ①市民協働等による安心居住のための生活支援
- 2 高齢者が安心して暮らせる居住支援**
 - ①高齢者に対する介護、医療、生活支援サービス等の体制の充実
 - ②要介護状態等に関わらず、住みなれた地域で生活を継続できるような居住支援や適切な情報提供等
- 3 高齢者が安心して暮らせるための住環境整備**
 - ①住宅ストックを有効に活用した住環境整備
 - ②老朽マンション・高度経済成長期に開発された戸建て住宅団地の再生
- 4 高齢世帯の増加に対応した住宅・施設の整備**
 - ①ひとり暮らし高齢世帯、高齢夫婦のみの世帯の増加に対応した安心して暮らせる住宅の整備
 - ②特別養護老人ホームなどの計画的な整備促進
 - ③民間賃貸住宅・公的賃貸住宅ストック等の有効活用

第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み



第5章 計画の実現に向けて

- 1 計画の推進体制**
 - (1) 住宅施策と福祉施策の連携体制の強化
 - (2) 住宅政策審議会の活用
- 2 計画の推進に関する会議等**
 - (1) 居住支援を行う協議会
 - (2) 関係機関・団体との連携・協働